

# 東大阪成年後見支援センター

ニューズレター

# NEWSLETTER

No. 19

平成27(2015)年11月

## ～障害者差別解消法施行を控えて～

日本は平成23年障害者基本法の改正が行われ、「差別の禁止」が基本原則として規定されました。平成25年6月には、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律「障害者差別解消法」が制定され、平成28年4月施行に向け、日本で、大阪府で、東大阪市で、障害者差別のない共生社会をつくるための取り組みが検討されています。

大阪府では、大阪府障がい者施策推進協議会差別解消部会において、障害を理由とする差別の解消に向けた取り組みについて検討し、大阪府は～障がいを理由とする差別のない共に生きる大阪のまちをめざして～「大阪府障がい者差別解消ガイドライン（第1版）」を平成27年3月に策定、公表しました。その後、障害を理由とする差別の解消に向けた実効性のある取り組みについて議論を行い、現在、平成28年4月の法施行にあわせて相談等体制整備（仕組みづくりのための条例を制定すること）を目指して部会は議論しております。

東大阪市では、東大阪市自立支援協議会権利擁護部会において～お互いの個性を尊重し、安心して自立した生活のできる完全参加と平等のまち・東大阪の実現～をめざして～「東大阪市における障害者差別解消相談対応ガイドライン（第1版）」を平成28年4月の法施行に合わせて策定できるよう議論しております。両方の会議に委員として参加しておりますが、府・市の双方で相談体制を整備し、連携することが必要です。

そして何より障害者差別は、理解不足等により、障害者が生活の中で嫌な思いをしたり、差別を受けたりしている現状があります。身近な市町村に相談窓口を設置し、相談、紛争の防止、解決の体制を形式的に整備したとしても、事業者を含め、府民・市民全体の意識が変わらないことには、根本的な解決とはならず、障害や障害者に対する理解を深めるための啓発の取り組みはととても大切で、行政だけでなく、事業者を含め府民・市民や障害者団体、それぞれの立場で行って行く必要があります。

障害者差別解消法第1条に書かれている『全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現』は障害者が切に望むものです。

特定非営利活動法人東大阪成年後見支援センター  
理事長 坂本 ヒロ子

# 大阪府社会福祉協議会障害者福祉部会主催

## 障がい者差別解消フォーラムに参加しました。

このフォーラムは、9月28日に大阪社会福祉指導センターにて大阪府社会福祉協議会障害者福祉部会の主催で行われました。行政報告「障害者差別解消法を踏まえた大阪府の取り組みについて」として高鹿秀明さん（大阪府福祉部障がい福祉企画課長）の報告と、シンポジウム「障害者差別解消法の施行に向けて」としてコーディネーター関川芳孝さん（大阪府立大学 地域保健学域教育福祉学類教授）、シンポジストは当センターの理事長でもある坂本ヒロ子（大阪手をつなぐ育成会理事長）、大竹浩司さん（大阪聴力障害者協会 会長）、柴原浩嗣さん（大阪府人権協会 業務執行理事兼事務局長）、辻川圭乃さん（弁護士）、コメンテーター高鹿秀明さんのお話がありました。

行政報告では、大阪府において平成27年3月に策定された「大阪府障がい者差別解消ガイドライン 第1版」の説明（ガイドラインの内容については前号のニューズレターでもふれています）、啓発効果と相談や紛争解決の仕組みを明確にするために大阪府独自の条例が必要であり、平成28年4月の障害者差別解消法施行と同時に制定できるよう議論されていることなどを話されました。

シンポジウムでは、それぞれの立場から障害者差別解消法についてどう思うか、地域でどう活用していくか、大阪府に期待することや皆で進めていきたいことなどが話し合われました。そこで挙げられたのは、この法律や大阪府のガイドラインな



どができたことはいいことだが、できてから市民の考え方や意識はどのように変化したのか、もっと啓発する必要があるのではないか、障害のある人への情報保障（点字やルビ、わかりやすい版の作成）、相談体制の整備、地域でのネットワーク作りのことや、差別的取り扱いの禁止や合理的配慮の具体的な事例をよ

り示していくなどガイドラインの充実や今後の条例につなげていってほしいということなどでした。

東大阪市でも障害者差別解消法に関する取り組みがされており、ガイドライン作成を含めて議論がされています。地域において障害のある人もない人もお互いに理解し合える社会になるよう、今後の国や大阪府、東大阪市の動向に注目していきたいと思います。

特定非営利活動法人東大阪成年後見支援センター  
山本 恵

# 第7回全国権利擁護支援フォーラムが開催されます！！

当法人も参加させていただいている権利擁護支援の実践を積み重ねてきている団体「全国権利擁護支援ネットワーク」が毎年開催している「全国権利擁護支援フォーラム」が今年度は愛知県東海市の日本福祉大学東海キャンパスにて開催されます。ぜひご参加ください。(お申し込みはこちらから⇒<http://asnet-japan.net/>)

## 意思決定支援

2/13

13:30~  
開会のあいさつ 竹内 俊一さん(全国権利擁護支援ネットワーク副代表)

13:40~  
AOY(アドボカシー・オブ・ザ・イヤー)授賞式

14:15~15:15  
基調講演「判断能力が十分でない成年者の人権保障と自己決定支援・自己人生創造希求権」  
講師 竹中 勲 さん(同志社大学法科大学院教授)

15:25~17:00  
鼎談「権利擁護と意思決定支援」  
平野 隆之さん(日本福祉大学副学長：権利擁護研究センター長)  
竹中 勲 さん(同志社大学法科大学院教授)  
佐藤 彰一さん(全国権利擁護支援ネットワーク代表、國學院大學教授)

17:30~ 懇親会



2016年

日時 2月13日(土) 13:30~17:00  
2月14日(日) 9:30~12:00

会場 日本福祉大学東海キャンパス (詳細裏面\*愛知県)

参加費 正会員 : 5,000円(1日のみ3,000円)  
賛助会員 : 6,000円(1日のみ4,000円)  
一般 : 8,000円(1日のみ5,000円)

定員 200人

申込 ホームページのフォームよりお願いします。(詳細裏面)

2/14

特別企画 障害者差別解消法と権利擁護

九時三十分から

第一部 私たちの意見  
障害当事者二名  
インタビュアー  
三田 優子さん(大阪府立大学准教授)

十時五十分から

第二部 シンポジウム  
シンポジスト  
川島 聡 さん(岡山理科大学准教授)  
北野 誠一さん  
(おおさか地域生活支援ネットワーク理事長)  
三田 優子さん(大阪府立大学准教授)  
コーディネーター  
大塚 晃 さん(上智大学教授)

十一時五十分から  
閉会のあいさつ 田邊 寿 さん  
(全国権利擁護支援ネットワーク副代表)

## 障害者差別解消法



**成年後見制度利用相談会を  
開催します**

日時：11月12日（以後毎月第2木曜日）  
13時～15時  
場所：東大阪成年後見支援センター  
対象：成年後見制度の利用を考えている方  
（家族・親族・行政・相談機関等）

「この制度がよくわからない」  
「使いたいけどどうしたらいいの？」  
など、当センターにお越しいただきお気軽に  
ご相談ください。

**後見人の集いを  
開催します**

日時：11月19日（以後奇数月第3木曜日）  
13時～15時  
場所：東大阪成年後見支援センター  
対象：親族後見人をされている方

「家裁への報告書の書き方が・・・」  
「他の後見人さんはどうしているのかな？」  
など、親族で後見人をされている方のご質問  
から後見人同士で話し合える「集い」を行いま  
す。お気軽にご参加ください。

**活動予定**

**11月**

- ◆生活困窮全国大会（7日、8日）
- ◆東地区ケア連絡会（12日）
- ◇成年後見利用相談会（12日）
- ◇後見人の集い（19日）
- ◇法人後見運営委員会（27日）

**12月**

- ◆東地区ケア連絡会（10日）
- ◇成年後見利用相談会（10日）

**1月**

- ◇成年後見利用相談会（14日）
- ◇後見人の集い（21日）

**東大阪成年後見支援センターの事業に賛同、賛  
助くださる個人・団体会員を募集しています**

正会員		賛助会員	
個人	12,000円（年間）	個人	3,000円（1口）
団体	18,000円（年間）	団体	5,000円（1口）

入会希望者は、事務局に電話やFAX等でご連絡くださ  
い。入会申込書をお届けします。入会申込書に必要事  
項を記入し、会費を添えて事務局にご提出ください。

**編集後記**

平成27年も年末に近づいてまいりました。年々過ぎるのが早くなってきているように感じておりますが、今年もその速度は増していたようです。年始の挨拶からあつという間に、年末の挨拶に・・・  
「よいお年をお過ごしください・・・」

**東大阪成年後見支援センターニュースレター 第19号**

平成27(2015)年11月10日発行

- 発行●特定非営利活動法人東大阪成年後見支援センター  
<http://hokouken.or.jp>
- 〒579-8048 東大阪市旭町20-2
- TEL:072-983-7690 FAX:072-983-7691
- 発行責任者●坂本ヒロ子 ●編集者●北 秀昭